



会長 及川昭宏
幹事 太田陽平
会報 猪股育夫
例会場 ホテルサンシャイン佐沼
☎22-8180 FAX22-0327
例会日 毎週木曜日 12:30~13:30
事務所 ホテルサンシャイン佐沼
☎22-8180 FAX22-0327



第2853回例会 2023. 3. 16 No.27

本日の出席率

・本日の出席率 100%

ニコニコボックス

- ・及川昭宏会長 台北西門RC周年記念式典に出席し無事帰ってまいりました。
- ・佐竹孝行会員 本日、スピーチです。
- ・飯塚仁哉会員 くしゃみ、鼻水、眼のかゆみの三重苦に悩まされる業病というべき花粉症を50年も背負って生きています。3月~10月頃まで。
- ・佐藤幸一会員 佐竹孝行会員のスピーチにご期待いたします。頑張ってください。
- ・江川元徳会員 西門RC訪問の皆様ご苦勞様でした。国際交流→世界平和。
- ・八谷郁夫会員 佐竹孝行会員スピーチよろしくお願いします。
- ・阿部泰彦会員 佐竹孝行会員スピーチご苦勞様です。
- ・菅野幸一郎会員 本日18:30よりWBCの準々決勝があります。負けたら終わりなので、皆んなで応援しましょう。佐竹孝行会員のスピーチに期待。
- ・高田次雄会員 迷う脱マスク、自己判断、自己責任、御上に逆らっちゃいけない。3月11日誕生日、82歳。誕生祝い大変ありがとうございます。佐竹孝行会員のスピーチ楽しみです。
- ・布施孝尚会員 佐竹孝行会員のスピーチに期待して。
- ・小野寺伸浩会員 台北西門RC訪問お疲れ様でした。佐竹孝行会員スピーチよろしくお願いします。
- ・岩淵栄市会員 佐竹孝行会員の「為になる」お話、期待しております。
- ・杉田広仁会員 3月10日石巻で行われた真言宗智山派主催の東日本大震災物古者13回忌慰霊法要で導師の大役を勤め、物古者精霊のご冥福を祈って来ました。

- ・及川富男会員 佐竹孝行会員のスピーチに期待して。
- ・太田陽平幹事以下 本日のスピーチに期待して。
佐藤敬喜会員 千葉吉男会員 遠藤光則会員
猪股育夫会員 佐々木源悦会員 岩淵正彦会員
熊谷敏明会員 高橋利光会員 富士原裕子会員
佐藤早智子会員 加藤亮会員 佐藤哲弥会員
志賀昭洋会員 村上正弘会員 阿部康史会員
佐藤郁子会員
以上、ありがとうございます。

会長要件 及川昭宏会長

先週の例会でお話しするのをすっかり忘れておりましたが、台北西門RCの46周年記念式典に4名で参加してまいりました。心温まるおもてなしと素晴らしい式典に感動してまいりました。

会長をはじめとする数多くの台北西門RCの皆様からお声をかけていただき大変うれしく思いました。個人的には初の訪台でしたので楽しく過ごさせていただき感謝の気持ちでいっぱいです。

当クラブも2年後には60周年を迎えますので、しっかり記憶にとどめ恥ずかしくない記念式典にしたいと思います。個人的には3月の訪台はこれが最後だと思いますが、季節を改めてまたいつか訪問したいと思います。

本日は青少年奉仕委員会のフォーラムですが、帰国難民となった大畑好司委員長に変わり急遽佐竹孝行会員に卓話をお願いいたしました。申し訳ありませんがよろしくお願いたします。

マスク着用もほぼ自由ですが、花粉症や他の病気も出る季節ですので、皆様体調には十分ご留意下さい。

幹事報告 太田陽平幹事

- ・川崎大師RCより 会報が届く。
- ・山田RCより 「やまだの作文」が届く。

今週のスピーチ

「最近の法律事情」

法律に関して、新聞、テレビ等メディアで報じられ、皆様もよく耳にされていると思いますが、それらをまとめてみました。これに沿って話を進めていきたいと思っております。

※最高裁判所判決

○マイナンバーカード制度は「合憲」

マイナンバーカードは個人の自由に反するということが、最高裁判所に於て行政の効率化、国民の利便性向上のために役立っているため憲法違反ではないという結論が出ました。

マイナンバーカードの発行は宮城県では登米市が最低で、実際私も持っていませんし、回りでも持っていない人が多いです。

※令和6年4月1日施行から（相続登記の義務化）

現在はまだはっきりしていないが、法案が出来て来年の4月1日から施行される。

- ・相続登記を知った日から3年以内に申請。
- ・相続人申告制度（3年以内に申告しない場合、1人当たり10万円以下の過料）

現在、日本では北海道に匹敵するくらいの処理不能地が出ている。処理不能地とは、50年以上なにもしていない状態の土地のことです。結局は道路を作る、あるいは民間で利用するといった時、相続登記がされていないために支障をきたしている。

- ・所有不動産記録証明制度（被相続人の所有不動産を一覧表に作成、8年）同じ市であれば資産証明書等で一覧表で出てくるが、北海道、東京、仙台など市が違うとなかなか把握できない。そのため個人の資産を一覧表にして登録する。プライバシーの問題もあり、これからは検討される。
- ・住所等の変更登記を義務化（2年内、5万円以下の

佐竹孝行会員

過料) 転勤の多い人は2年内というのは大変であるけれども、いずれそういう制度が出来る。

- ・相続土地国庫帰属制度の創設（令5・4・27から）10年分の土地管理費の負担金を支払う。
- ・相隣関係の見直し
境界調査や越境している竹木の枝の切り取りのための隣地の一時的使用を可。

※法務局における遺言書の保管等に関する法律（2020年7月10日施行）

遺言書（自筆遺言書、自筆遺言法務局保管金3,900円、公正証書遺言）
遺留分の問題

※嫡出推定の見直し（無戸籍解消）

- ・女は、前婚の解消後100日を経過しないと再婚ができない。これは撤廃。
- ・婚姻の成立から200日経過、解消後300日に生まれた子は前夫の子。
- ・女性が出産時点で再婚していれば現夫の子。

※賃借権の存続期間を20年から50年に改正。

太陽光、駐車場等。
※家賃保証会社が3ヶ月以上滞納で通告なし解除できるは無効。

※戸籍法の改正の閣議決定。

戸籍の氏名に片仮名の読み仮名を付す。
高（ヒクシ）、太郎（サブロウ）などは認められない。

※税制改正

- ・24年1月1日以降の贈与（現在3年分が7年以内の贈与に変更）
- ・相続時精算課税制度に毎年非課税枠（金110万円控除）の新設。
子や孫に贈与金2,500万円まで非課税。

— 以下、紙面の都合上割愛させていただきます。



西門RCより46周年記念品を載く



米山奨学生、印海兵さんへ送別会開催時に記念品を贈呈



春のクリーンアップ湖沼群に参加

